

4 神栖市生涯学習推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例(昭和47年神栖町条例第42号)第3条の規定に基づき、神栖市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画の策定に関する事項について調査、審議及び提言をすること。
- (2) 生涯学習に関する施策の実施状況について調査及び審議し、意見を述べること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 生涯学習関係団体等の推薦による者
- (2) 生涯学習に関し、識見を有する者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生涯学習所管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。